

小松市週休2日工事 実施要領細則

1. 総則

小松市週休2日工事実施要領の補足事項を定める。

2. 費用

実施要領7.費用における補正係数（4週8休）については、下記のとおりとする。

(1) 週休2日工事

種 別	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費
土木工事標準積算基準書	1.05	1.04	1.04	1.06
積算基準書 (電気通信・機械編)	1.05	1.04	1.04	1.06
公共建築工事積算基準	1.05	—	—	—
下水道用設計標準歩掛表 (日本下水道協会)	1.05	1.04	1.04	1.06
水道事業実務必携 (全国簡易水道協議会)	1.05	1.04	1.04	1.06
農林水産省基準適用工事 (農業農村整備事業)	1.05	1.04	1.04	1.09
農林水産省基準適用工事 (森林整備保全事業)	1.05	1.04	1.04	1.04

(2) 週休2日工事（交替制）

種 別	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費
土木工事標準積算基準書	1.05	—	—	1.03
積算基準書 (電気通信・機械編)	1.05	—	—	1.03
公共建築工事積算基準	1.05	—	—	—
下水道用設計標準歩掛表 (日本下水道協会)	1.05	—	—	1.03
水道事業実務必携 (全国簡易水道協議会)	1.05	—	—	1.03
農林水産省基準適用工事 (農業農村整備事業)	1.05	—	—	1.03
農林水産省基準適用工事 (森林整備保全事業)	1.05	—	—	1.03

3. 労務補正対象業種

労務補正対象業種一覧（別紙1）参照

附則

この細則は、令和4年4月1日から適用する。

附則

この細則は、令和6年4月1日から適用する。

労務補正対象業種一覧

補正対象は、公共工事設計労務単価（51 種）および電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工であり、それ以外の労務単価は補正対象となりません。

番号	職種名
1	特殊作業員
2	普通作業員
3	軽作業員
4	造園工
5	法面工
6	とび工
7	石工
8	ブロック工
9	電工
10	鉄筋工
11	鉄骨工
12	塗装工
13	溶接工
14	運転手（特殊）
15	運転手（一般）
16	潜かん工
17	潜かん世話役
18	さく岩工
19	トンネル特殊工
20	トンネル作業員
21	トンネル世話役
22	橋梁特殊工
23	橋梁塗装工
24	橋梁世話役
25	土木一般世話役
26	高級船員（船団長）
27	普通船員
28	潜水土（潜水世話役）
29	潜水連絡員
30	潜水送気員

番号	職種名
31	山林砂防工
32	軌道工
33	型枠工
34	大工
35	左官
36	配管工
37	はつり工
38	防水工
39	板金工
40	タイル工
41	サッシ工
42	屋根ふき工
43	内装工
44	ガラス工
45	建具工
46	ダクト工
47	保温工
48	建築ブロック工
49	設備機械工（営繕）
50	交通誘導警備員A
51	交通誘導警備員B
52	電気通信技術者
53	電気通信技術員
54	機械設備据付工